

電気設備機材等の募集の中止について

平成30年8月1日
一般社団法人 公共建築協会

建築材料・設備機材等品質性能評価事業における、電気設備機材等の蛍光灯用の安定器（高周波点灯専用形蛍光灯電子安定器）及び蛍光灯器具について、下記のとおり募集を中止します。ただし、現在評価を取得しているものについては評価書の有効期間内において使用は有効となります。

これは政府の「エネルギー基本計画（平成26年4月閣議決定）」に示された、LED照明などの普及促進の目標を受け、製造各社がLED照明器具を製造・販売の主力とし、蛍光灯器具は平成31年3月末で、ほぼ、製造中止となる状況を踏まえて募集中止とするものです。

なお、蛍光灯器具に関わる動きについては、各社のホームページに掲載されていますので、詳しくはそちらをご覧ください。

—記—

募集中止の対象機材	募集中止	現評価の有効期限
蛍光灯用の安定器 (高周波点灯専用形蛍光灯用安定器)	平成30年8月1日	平成31年3月31日
蛍光灯器具	平成30年8月1日	平成31年3月31日